

第3回阿蘇市議会会議録

1. 平成27年3月6日 午前10時00分 招集
2. 平成27年3月6日 午前10時00分 開会
3. 平成27年3月6日 午前10時51分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	渡邊孝司
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	園田羊一
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	井八夫
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	岩下まゆみ
観光まちづくり課長	吉良玲二	住環境課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育委員会教育課長	日田勝也
市民課長	橋本紀代美	人権啓発課長	下村裕二
農業委員会事務局長	田口求	水道課長	丸野雄司
内牧支所長	古閑政則	波野支所長	坂口英昭
会計課長	山口正孝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
監査員事務局長	小嶋穂寿美		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 若 宮 一 男
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について（議長）

日程第 4 施政方針の説明

日程第 5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣告

○議長（藏原博敏君） 皆さん、おはようございます。

平成 27 年第 3 回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙な折に 3 月の定例会の本会議にご出席をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

本定例会は、平成 27 年度当初予算を審議する最も重要な議会でありまして、執行部より提出された諸議案は平成 27 年度予算案、及び平成 26 年度補正予算案の他、条例の改正など 44 件であり、市民生活に重大な関連があり、どの内容も多種多様に亘る膨大なものがございます。議案の内容につきましては、後ほど市長から詳細に亘って説明されることと存じますが、議会と致しましては、市民の要望する諸施策を施政運営以上に力強く反省すべく努力したいと存じます。従って、会期も相当の日数を予定しておりますが、議員各位の熱心なご審議により、適正にして妥当な議決に到達しますよう念願するものでございます。

時すでに早春とは申しながら、余寒なお去りがたい折から、皆様にはご自愛を賜りまして、本市議会の審議にご精励下さいますようお願い申し上げ開会のご挨拶と致します。

ただ今の出席議員は 20 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、平成 27 年第 3 回阿蘇市議会定例会をこれより開会致します。

なお、本日の執行部の出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

日程に入ります前に、配布しております資料に誤りがあり、その説明に総務部長より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） おはようございます。

配布資料の中に、誤字がございましたので訂正をお願い致します。

お手元の方には正誤表が既にお配りしてあるかと思いますが、配布してある資料のうち提案理由の説明の2ページでございます。

2ページの上から2項目め、議案第6号、平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、この説明の中の下から2行目に、「これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ」とございますが、「既定の予算額から」の「から」を「に」に訂正お願い致します。

以上でございます。宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） 以上で説明を終わります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは早速、議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、1番議員、立石昭夫君、2番議員、竹原祐一君の両名を指名致します。

日程第2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第2「会期の決定について」を議題と致します。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を致します。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告を致します。

議会運営委員会を、2月26日午前10時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしました結果、まず会期につきましては、今定例会の付議事件が専決処分の報告1件、平成26年度補正予算案7件、条例の制定、改正、及び廃止案17件、平成27年度予算案13件、及びその他6件の計44件であることから、会期を本日3月6日から3月20日までの15日間と致しました。

会期日程につきましては、議員各位に配布してあるとおりであります。ご了承願います。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。報告第2号の専決処分、議案第3号から議案第9号までの26年度各会計補正予算案について、及び議案第27号土地の処分については、委員会付託を省略し本会議にて行うことと致しました。この理由は、予算執行上において支障を生じることから、本会議において審議するものであります。その他の議

案につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することと致しました。

なお、委員会付託省略以外の議案審議については、ただ今申しましたように、会期中の日程に従って各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取り扱いについてご報告致します。

まず、一般質問の通告期限であります、3月11日の午後5時までと致しましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いします。

なお、質問の用紙については、執行部において万全の準備を整えて、的確な答弁が出来るよう具体的に記載していただくよう、併せてお願いを致します。

次に、一般質問の時間についてですが、答弁も含め45分間と致しておりますので、議員各位のご理解をお願い致します。

最後になりますが、本日の議会散会後は全員協議会を開くことと致しましたので、ご出席の程よろしくお願い致します。

以上で、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ございませんかありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおりと決定を致しました。

日程第3 諸般の報告（議長）

○議長（藏原博敏君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先程配布しました別紙報告書をご覧いただきたいと思っております。

まず、監査委員より、平成26年11月分から27年1月分までの月例出納検査報告書が提出されております。

報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご自由に閲覧いただきたいと思います。

次に、九州市議会議長会、並びに阿蘇市町村議長会等の開催状況についてであります、お配りしているとおり詳細につきましては、後でご覧いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第4、市長の「施政方針の説明」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

はじめに、市政 11 年目に入りました。市民の皆様方が「合併してよかった」、「阿蘇市に住んでいてよかった」と実感できる施策の推進、特に防災対策を怠ることなく、「未来につながる阿蘇市づくり」になお一層力を注いでまいります。

それでは、平成 27 年第 3 回市議会定例会の開会にあたり、平成 27 年度の施政方針を述べさせていただきます。

【総務】

阿蘇中岳第一火口は、昨年 11 月 25 日の小規模噴火以降、活発な活動を続けており、阿蘇火山防災会議協議会は、現在、火口周辺おおむね 1 km 範囲内の立ち入りを禁止する「一時規制」を敷き、注意喚起の看板設置、山上広場では夜間の立入禁止や防災行政無線等による注意の呼びかけを随時、観光客に行っています。引き続き、関係機関との連絡を密にし、噴火災害だけでなく、降灰による土石流災害等にも対応できる予防的防災体制の強化を図ります。

また、本年 10 月に「第 25 回全国火山砂防フォーラム」が本市で開催されます。火山を有する全国の自治体が集まり、「火山を知り、火山と共に生きる」をテーマに議論されますが、より”火山防災対策のあり方”の方向が示される実り多き会議になることを期待しています。

さて、合併から 10 年が経過し、国の財政支援策である地方交付税の合併算定替えに伴う算入が終了し、本年度から段階的に交付税額の削減が始まり、これまで以上の行財政改革が必要となります。今後も引き続き、定員適正化を図りながら人員の機能的配置、事務事業の事前・事後評価の実施など成果を重視した行政運営に努めます。

そのような中、国の地方創生に関する交付金は、各自治体が本年度中に”総合戦略の策定”を行い、その企画・立案の内容により対象が選定される見込みで、市としても、あらゆる角度から他に類を見ない施策等をこの総合戦略に盛り込み”魅力ある阿蘇市の確率”につなげたいと考えています。

その体制づくりとして「観光まちづくり課」を「観光課」と「まちづくり課」に再編し、新しい時代のまちづくりに向かって強化を図るとともに、総務課に「防災対策室」を設置し、火山防災対策の充実と自主防災組織の育成、避難誘導體制の強化など、地域と共作した防災・減災対策に努めます。

また、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることが全国的にも問題になっていますが、本市においても安全確保を重視し、対策を講じてまいります。

社会保障・税番号制度は、本年 10 月に付番・通知が行われることから、関係条例の整備や業務の見直しを進めるとともに、関係各課と連携し、情報漏えい等が起こらないよう厳重な管理体制を整え、来年 1 月からの運用が円滑に行われるよう制度の周知を図ります。

本年は「国勢調査」が 10 月 1 日を基準日に実施されます。調査内容は、国の様々な対策に反映され、重要な地方交付税算定数値の基本となることから、全庁的な取り組みで万全を期してまいります。

税関係では、固定資産税が 3 年ごとに行う評価替えの年となります。

また、国保運営協議会の答申を受け、近年の医療費の動向と受益者全体の税負担の balan

スを深慮し、やむなく7年ぶりに国民健康保険税の税率改定を行うことになりました。ご理解とご協力をお願い致します。

【生活】

本年4月、生活困窮者自立支援法の施行に伴い新設する「阿蘇市生活相談センター」は、生活に困窮する方の”ワンストップ相談窓口”として運用を開始し、消費生活センターと一体性を持ちながら生活困窮状態の改善支援と併せ、多重債務問題をはじめとする様々なトラブル解決に機能的な相談窓口として充実化を図ります。

ごみの減量化・再資源化は、循環型社会の構築を図るため、4月から”資源ごみ”として、空き箱やダイレクトメール等の紙類の回収を始めます。関心を深めていただくために出前講座を実施するとともに、資源ごみの抜き取りや不法投棄発見のための巡回パトロールを行い、快適な生活環境の維持に努めます。

【医療福祉】

児童福祉は、4月から「子ども子育て支援制度」が施行され新たな子育て環境が誕生します。

幼児教育と保育が容易に受けることができる環境や認定こども園、子育て支援センターの充実、放課後における児童の安心・安全の確保のほか、病児・病後児保育も阿蘇医療センターと連携し、進めてまいります。

高齢者福祉は、介護サービス給付費の増大が深刻化し、本年度から介護保険料の率改定を行うことになりましたが、改定後も保険料基準額は県内でも最低水準を維持し、低所得者の方の軽減措置を強化するなど可能な限り負担増にならないよう措置を行っています。

また、”充実したシルバーライフの実現”に向け、昨年一般法人化した「シルバー人材センター」を軸に、高齢者の方の知恵と経験を活かした取り組みを進めます。

阿蘇医療センターは2年目に入りますが、引き続き”信頼の持てる病院”を念頭にスタッフ一同努力するとともに、地域完結型の医療体制の充実を図ります。

喫緊の課題であった常勤医師の確保につきましては、昨年11月に循環器内科の医師が1名増え、4月以降さらに複数の常勤医師が決まりつつあり、診療体制の整備が図られます。

また、阿蘇登山道路側からの取り付け道路として整備中の市立病院線も本年度末の竣工を目指します。

人権施策は、関係機関と連携し、人権意識の向上と人権が尊重されるまちづくりに向け、人権教育、啓発を引き続き積極的に取り組んでまいります。

また、「阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画・第2次行動計画」に基づき、男女共同参画社会の環境づくりを推進します。

【経済】

国の農業政策は、TPP協定や農協改革が打ち出され大きく変わろうとしており、それに併せて、農地集積によるコスト低減に向けた大規模農家の育成が進められています。

そのような中、噴火による降灰被害が発生し、農作物の作付けシーズンを前に、農家は先の見通しがつかず不安な状況です。

現在、県の補助事業を活用し対策を講じていますが、なお一層、国・県と連携し各種対策に取り組み、要望活動もさらに力を入れ、被害の防止・低減を図るとともに、長期化に備え施設園芸等への作物転換も進め、農家所得の安定に向け努力します。

国が進める地方創生は、農業分野においても大きなキーワードであり、本市への新規就農者数の増加の動きをさらに加速させるためにも、地方創生事業を活用した農地の手配や研修システムの構築、住居のあっせん等踏み込んだ総合窓口を設け、「阿蘇に就農してよかった」と実感できる環境を整えます。

4月オープン「阿蘇草原保全活動センター」は、「草原情報館」と「草原学習館」が連携し、草原再生を大きな目標に、多くの人々が草原に関わり、学び、体験し、”未来へと引き継ぐための拠点施設”としてスタートします。

本市の山林整備は喫緊の課題です。多くが40年生から50年生と伐期を迎えていながら、木材価格の低迷や山林所有者の方の所在不明・高齢化などから間伐作業が進まず藪化し、山腹崩壊の原因の一つになっています。

しかし、この山林を”市の資源”と位置付け、化石燃料に代わる”再生可能なエネルギー資源”として、薪ストーブやバイオマス燃料として利活用し、かつ地域雇用につながる地方創生事業として取り組みます。

【商業・観光】

昨年9月に世界認定された「阿蘇世界ジオパーク」を前面に押し出し、「2020年東京オリンピック」を意識し、人と自然の共作「然プロジェクト」をフル活用し、外国人を含めたさらなる誘客戦略を図ります。

特に3年目を迎えた「然」のステップは、「然」という一文字で「阿蘇市」を想起させる”魅力あふれるまち”を目指します。

消費の拡大と地域経済の活性化を図るため市内の店舗で共通して使用できる「プレミアム付き商品券」を発行します。

市民の方だけではなく観光客の方々も購入できる方法を取り入れ、噴火の影響で落ち込んだ商業・観光業消費の拡大へつなげてまいります。

本市における人口減少は一層深刻化していることから、人口の流出や減少を抑制し、定住化を促進することが課題であります。一方では、田舎暮らしに魅力を感じUターン・Iターンしたいという問い合わせも増えているため「空き家バンク制度」を通して広く情報を発信し、人口増加と定住化に努めます。

【インフラ】

通常の道路・河川の維持管理に加え、道路環境の整備は、阿蘇市幹線道路整備事業として、内牧千丁線の用地測量や不動産鑑定、下西河原塩井線の公有財産購入、池田赤溝線の道路改良工事等を実施します。

災害復旧工事では、鷲の石橋をはじめとする4つの橋が開通間近となりました。県の激特事業による嵩上げ、輪中提等の整備が平成29年度終了を目指し本格化する中、より住民の方々が納得できる工事になるよう、また、治山・治水対策を引き続き行い、将来にわたる安

全が確保できるよう「黒川激特事業及び川づくりに係る連絡協議会」等を通じて県や関係機関に働きかけ、強い意思で取り組んでまいります。

上水道事業は、災害で破損し工事を進めていた古城地区配水管布設工事が完成の運びとなり、災害復旧事業がほぼ終了することになります。今後も上水の安全・安定供給を図り、事業の経営健全化に努めます。

下水道事業は、黒川・坊中地区等の管渠整備、長寿命化計画による下水道浄化センターの改築更新や老朽管渠の改修を行い、適正な維持管理を図ります。

また、合併処理浄化槽設置整備事業の補助を引き続き行い、生活環境を改善した快適なくらしを推進します。

【教育】

4月から教育委員会制度が改正され、教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」が設置されます。

地方教育行政における責任の明確化と迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携を図り、両者が教育の方向性を共有し執行してまいります。

学校規模適正化計画は、引き続き来年4月開校を目指し、一の宮中学校区の統合小学校建設に取り組みます。

校名が住民アンケートや統合準備委員会、校名選定委員会による審議の結果、「一の宮小学校」に決定しました。

当校では教員や子どもたちが交流する小・中学校連携と防災拠点化を進めます。

一の宮給食センターの老朽化と全体的な児童数の減少に伴い、阿蘇給食センターへの統合を行います。そのための改修事業を行い、衛生面もさらに強化し”児童・生徒が毎日楽しみにする給食づくり”に努めます。

世界文化遺産登録推進事業は、重要文化的景観への選定に向けた地域説明会や関係団体への説明会を開催し、地域住民の方々のご意見をいただきながら、阿蘇郡市共通の景観保全策等に取り組んでまいります。

【おわりに】

本市は、依然として厳しい財政状況にあります。

しかしながら、市民の皆様が安心・安全に暮らすことができるまちづくりのため、緊急性、実効性の高い事業を選択し、予算編成を行っております。

どうぞ、議員、市民各位の引き続きのご支援とご協力、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。平成27年度の施政方針といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の「施政方針の説明」が終わりました。

日程第5 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第5、市長より今期定例会に提出される議案の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、平成 27 年第 3 回阿蘇市議会定例会「提案理由の説明」をさせていただきます。

報告第 2 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 26 年 9 月 2 日、阿蘇市一の宮町宮地 2402 番地、阿蘇地域振興局駐車場内において発生した公用車の対物事故について、平成 27 年 2 月 13 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案第 3 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 8 号補正であります。

歳入では、事業確定に伴う国・県支出金、市債等の増減及び国の緊急経済対策として創設された「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」等を追加し、歳出では、阿蘇医療センターに対する貸付金及び繰出金、噴火の影響による道路使用料等の減収に伴う阿蘇山観光事業特別会計繰出金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を財源とするプレミアム商品券事業補助金、世界ジオパーク推進事業業務委託料、地方創生先行型事業補助金等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 5 億 1,503 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 181 億 5,878 万 2,000 円といたしました。

議案第 4 号「平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では、噴火の影響による道路使用料等の減収、それに伴う基金の充当及び一般会計繰入金を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 481 万 7,000 円を減額し、歳入歳出総額を 1 億 135 万 2,000 円といたしました。

議案第 5 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 5 号補正であります。

歳入では、国庫支出金及び市債を、歳出では、事業箇所精査等により総務費を組み替え、事業費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 3,720 万円を減額し、歳入歳出予算総額を 6 億 6,098 万 9,000 円といたしました。

議案第 6 号「平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 6 号補正であります。

歳入では国庫支出金、共同事業交付金及び繰入金を追加し、療養給付費等交付金及び県支出金を減額、歳出では、総務費、保険給付費、共同事業拠出金及び諸支出金を追加し、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,266 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 42 億 3,177 万円といたしました。

議案第 7 号「平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第5号補正であります。

歳出において、保険給付費のうち介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費の組み替えを行い、既定の予算額内で調整しましたので、歳入歳出予算総額は補正前と同額で変更はありません。

議案第8号「平成26年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

本予算は、第5号補正であります。

資本的収入では、上水道事業収入を1,500万円減額、収入合計4億7,342万5,000円とし、資本的支出では、上水道事業支出を1,500万円減額、支出合計を6億4,334万円といたしました。

議案第9号「平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第5号補正であります。

収益的収入では、入院収益を2億2,571万4,000円減額し、一般会計繰入金を2億2,571万4,000円追加しております。

この補正の結果、収益的収入について既定の予算額と同額とし、予算総額を18億2,585万円といたしました。

また、営業運転資金に充てるため、一般会計からの借入金3億円を追加いたしました。

議案第10号「阿蘇市行政手続条例の一部改正について」

本件は、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第11号「阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に規定する特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取り扱いに関し、意見を述べることを加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第12号「阿蘇市消防団の設置等に関する条例の一部改正について」

本件は、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第13号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」

本件は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第14号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

本件は、国家公務員に準じて持ち家に係る住居手当の廃止及び平成18年の給与構造の改革に伴う現給保障の廃止並びに国の特別職に準じた期末手当の改定を行う必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第15号「阿蘇市地域審議会条例の廃止について」

本件は、阿蘇市地域審議会の設置期間が平成27年3月31日をもって満了、当初の設置目的を達成したことから、本条例を廃止するものであります。

議案第 16 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

本件は、国民健康保険税の税率改定が必要となったことから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 17 号「阿蘇市保育所条例及び阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について」

本件は、子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 18 号「阿蘇市敬老祝金等給付条例の一部改正について」

本件は、敬老祝金等給付の基準日を 9 月 1 日に定め、9 月の敬老月間に給付するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 19 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 20 号「阿蘇地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について」

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、地域包括支援センターの職員等に関する基準を条例で定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

議案第 21 号「阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで国が一律に定めていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を条例で定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

議案第 22 号「阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について」

本件は、土地改良法に基づく坂梨地区の区画整理の実施に伴い、当該換地計画において金銭による精算を一般の歳入歳出と区分して経理する必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 23 号「阿蘇市森林のトレイ製作工場条例の廃止について」

本件は、地域林業の活性化のために整備した森林のトレイ製作工場について、当初の目的を達成したことから、本条例を廃止するものであります。

議案第 24 号「阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の制定について」

本件は、阿蘇市草原情報館の設置及び管理のため、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

議案第 25 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」

本件は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 26 号「阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議等設置条例の制定について」

本件は、いじめ防止対策推進法の施行により、学校のみならず市においてもいじめの防止等対策に関する組織等を設置する必要があることから、本条例を制定するものであります。

議案第 27 号「土地の処分について」

本件は、遊休市有地を熊本YMCA黒川保育園の移転先用地として処分するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 28 号「阿蘇市過疎地域自立促進計画の一部変更について」

本件は、阿蘇市過疎地域自立促進計画の一部変更にあたり、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 29 号「辺地総合整備計画の一部変更について」

本件は、辺地総合整備計画の一部変更にあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 30 号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」

本件は、従来、放牧採草地として利用してきた原野の一部の使用申請があり、中通財産区の承認を得て、地方自治法第 238 条の 6 及び阿蘇市有（旧一の宮町有）原野使用の特例に関する規程第 4 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 31 号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」

本件は、従来、放牧採草地として利用してきた原野の一部の使用申請があり、中通財産区の承認を得て、地方自治法第 238 条の 6 及び阿蘇市有（旧一の宮町有）原野使用の特例に関する規程第 4 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 32 号「団体営土地改良事業（小倉地区）の施行について」

本件は、小倉地区の団体営土地改良事業の施行に伴い、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 33 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計予算について」

本予算は、昨年から施工中の一の宮中校区統合小学校建設事業の増などの影響で合併後としては、過去最大の当初予算規模（対前年度比 7.5%増）となりました。

歳入では、27 年度から交付税が段階的に縮減される一方で、市税、地方消費税交付金の増及び新規・継続事業執行に係る国・県支出金等を計上し、歳出では、社会保障・税番号制度システム改修委託料、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付費、熊本YMCA黒川保育園建設に係る保育所等緊急整備事業補助金、一の宮中校区統合小学校建設事業、一の宮中学校耐震補強・改修等工事（Ⅱ期分）等を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算総額を 169 億 3,022 万 2,000 円といたしました。

議案第 34 号「平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」

歳入では、主に公園道路及びユースホステルの使用料収入及び売店収入を計上し、歳出では、主に公園道路及び売店業務等の委託料、売店商品の仕入れである原材料費及び一般会計

繰出金を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算総額を1億462万1,000円といたしました。

議案第35号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」

歳入では、主に使用料及び手数料及び国庫支出金を計上し、歳出では、主に長寿命化計画による下水道浄化センターの改築更新、黒川・坊中地区の管渠整備事業等の工事請負費を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算総額を7億6,615万2,000円といたしました。

議案第36号「平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金及び繰入金等を計上し、歳出では、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金及び保健事業費等を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算総額を46億1,822万6,000円といたしました。

議案第37号「平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」

歳入では、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金等を計上し、歳出では、総務費、保険給付費及び地域支援事業費等を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算総額を30億8,106万6,000円といたしました。

議案第38号「平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」

歳入では、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定負担金、一般会計繰入金及び県広域連合受託事業収入を計上し、歳出では、総務費、被保険者保険料、保険基盤安定負担金等納付金及び保健事業費を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算総額を3億8,896万4,000円といたしました。

議案第39号「平成27年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」

歳入では、主に使用料及び手数料を計上し、歳出では、主に水道管理費を計上しておりません。

これらによりまして、歳入歳出予算総額を1,420万8,000円といたしました。

議案第40号「平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」

歳入では、主に使用料及び手数料を計上し、歳出では、主に水道管理費を計上しておりません。

これらによりまして、歳入歳出予算総額を1,579万7,000円といたしました。

議案第41号「平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」

歳入では、主に使用料及び手数料を計上し、歳出では、主に水道管理費を計上しておりません。

これらによりまして、歳入歳出予算総額を1,424万2,000円といたしました。

議案第42号「平成27年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」

歳入では、主に繰入金を計上し、歳出では、主に委員会費を計上してあります。

これらによりまして、歳入歳出予算総額を3万円といたしました。

議案第43号「平成27年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」

歳入では、分担金及び負担金を計上し、歳出では、区画整理に伴う換地精算金を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算総額を19万5,000円といたしました。

議案第44号「平成27年度阿蘇市水道事業会計予算について」

収益的収入では、5億100万1,000円を計上し、収益的支出では、4億7,997万1,000円を計上しております。

また、資本的収入では、1億8,431万3,000円を計上し、資本的支出では、主に配水・送水管更新事業及び老朽化した水道施設の更新整備事業費として、4億8,487万円を計上しております。

議案第45号「平成27年度阿蘇市病院事業会計予算について」

収益的収入では、主に医業収益及び医業外収益等26億2,070万5,000円を計上し、収益的支出では、主に医業費用及び医業外費用、特別損失等29億7,718万円を計上しております。

なお、収益的支出額が収益額を超える額3億5,647万5,000円は、旧病院の病棟解体撤去に伴う特別損失であります。

また、資本的収入では、他会計負担金及び県補助金1,394万7,000円を計上し、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金及び市借入金償還金7,636万円を計上しております。

なお、資本的収入が支出額に対して不足する額6,241万3,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

以上、議案等44件（報告1件、条例17件、予算20件、その他6件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の「提案理由の説明」が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これにて散会致します。

なお、この後、午前11時から全員協議会を開催いたしますので、ご出席の程よろしくお願い致します。

お疲れでした。

午前10時51分 散会